

令和5年6月

潟上市財政報告書

秋田県 潟上市

1 収入及び支出の概況

(令和5年3月31日現在)

(1) 一般会計

歳入

(単位：千円、%)

区 分	予 算 現 額			収 入 済 額			収 入 率 (B)/(A)
	9 月 末 予 算 現 額	補 正 予 算 額	計 (A)	上 半 期 4/1~9/30	下 半 期 10/1~3/31	計 (B)	
1 市 税	2,812,570	△ 25,992	2,786,578	1,736,963	1,013,380	2,750,343	98.7
2 地 方 譲 与 税	142,268	0	142,268	40,101	104,177	144,278	101.4
3 利 子 割 交 付 金	2,000	0	2,000	630	300	930	46.5
4 配 当 割 交 付 金	5,000	0	5,000	1,581	5,911	7,492	149.8
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,000	0	6,000	0	6,292	6,292	104.9
6 法 人 事 業 税 交 付 金	25,000	0	25,000	16,391	15,509	31,900	127.6
7 地 方 消 費 税 交 付 金	720,000	0	720,000	405,986	359,381	765,367	106.3
8 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	6,000	0	6,000	2,853	5,788	8,641	144.0
9 地 方 特 例 交 付 金	32,000	0	32,000	41,286	276	41,562	129.9
10 地 方 交 付 税	6,145,933	370,655	6,516,588	4,315,081	2,201,507	6,516,588	100.0
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000	0	3,000	1,253	1,083	2,336	77.9
12 分 担 金 及 び 負 担 金	25,969	0	25,969	13,469	16,469	29,938	115.3
13 使 用 料 及 び 手 数 料	170,654	△ 2,037	168,617	92,473	75,023	167,496	99.3
14 国 庫 支 出 金	2,938,186	410,833	3,349,019	639,599	2,214,956	2,854,555	85.2
15 県 支 出 金	1,014,029	44,334	1,058,363	250,221	377,259	627,480	59.3
16 財 産 収 入	2,385	866	3,251	2,977	3,676	6,653	204.7
17 寄 付 金	100,001	73,000	173,001	38,762	133,810	172,572	99.8
18 繰 入 金	444,218	198,850	643,068	0	609,868	609,868	94.8
19 繰 越 金	1,077,063	13,975	1,091,038	1,091,039	△ 1	1,091,038	100.0
20 諸 収 入	244,521	2,697	247,218	42,757	178,546	221,303	89.5
21 市 債	654,415	12,900	667,315	0	274,515	274,515	41.1
歳 入 合 計	16,571,212	1,100,081	17,671,293	8,733,422	7,597,726	16,331,148	92.4

* 予算現額、収入済額に前年度からの繰越明許費、事故繰越分を含む。

(令和5年3月31日現在)

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予 算 現 額			支 出 済 額			支出率 (B)/(A)
	9 月 末 予 算 現 額	補 正 予 算 額	計 (A)	上 半 期 4/1~9/30	下 半 期 10/1~3/31	計 (B)	
1 議 会 費	177,878	△ 2,626	175,252	101,153	70,687	171,840	98.1
2 総 務 費	2,413,035	537,967	2,951,002	771,221	1,997,474	2,768,695	93.8
3 民 生 費	6,508,499	253,157	6,761,656	2,939,191	3,232,630	6,171,821	91.3
4 衛 生 費	1,281,489	4,241	1,285,730	446,047	696,157	1,142,204	88.8
5 労 働 費	77	0	77	60	8	68	88.7
6 農林水産業費	347,786	29,544	377,330	189,016	153,808	342,824	90.9
7 商 工 費	471,972	15,838	487,810	249,041	199,790	448,831	92.0
8 土 木 費	1,454,729	265,031	1,719,760	556,536	781,118	1,337,654	77.8
9 消 防 費	923,230	△ 14,986	908,244	478,665	415,269	893,934	98.4
10 教 育 費	1,146,430	10,782	1,157,212	466,484	629,155	1,095,639	94.7
11 災 害 復 旧 費	3,692	7,691	11,383	970	5,417	6,387	56.1
12 公 債 費	1,836,261	△ 3,867	1,832,394	916,886	914,010	1,830,896	99.9
13 予 備 費	6,134	△ 2,691	3,443	0	0	0	0.0
歳 出 合 計	16,571,212	1,100,081	17,671,293	7,115,270	9,095,524	16,210,794	91.7

* 予算現額、支出済額に前年度からの繰越明許費、事故繰越分を含む。

* 補正予算額に予備費支出及び流用増減額を含む。

(2) 特別会計

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円、%)

区 分	予算現額 (A)	収 入 済 額			収入率 (B)/(A)	支 出 済 額			支出率 (C)/(A)	収支差引額 (B) - (C)
		上半期	下半期	計 (B)		上半期	下半期	計 (C)		
国民健康保険事業特別会計	3,590,484	1,780,953	1,530,686	3,311,639	92.2	1,196,098	2,062,581	3,258,679	90.8	52,960
後期高齢者医療特別会計	392,864	176,089	210,841	386,930	98.5	120,253	264,934	385,187	98.0	1,743
介護保険事業特別会計	4,162,195	1,974,882	2,056,969	4,031,851	96.9	1,579,616	2,280,679	3,860,295	92.7	171,556
豊川財産区特別会計	1,291	212	326	538	41.7	126	988	1,114	86.3	△ 576
下虻川財産区特別会計	380	75	300	375	98.7	102	122	224	58.8	151
和田妹川財産区特別会計	855	474	378	852	99.6	236	504	740	86.5	112
飯塚財産区特別会計	989	431	424	855	86.5	166	517	683	69.0	172
合 計	8,149,058	3,933,116	3,799,924	7,733,040	94.9	2,896,597	4,610,324	7,506,921	92.1	226,119

* 予算現額、収入済額、支出済額には前年度からの繰越明許費を含む。

* 収入済額、支出済額の上半期は4月1日から9月30日、下半期は10月1日から3月31日までの実績数値である。

2 住民負担の状況

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円、%、円)

区 分	調定額 (千円)		収入済額 (千円)		収入率 (%)		一人当たり負担額 (円)	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
	(A)	(B)	(C)	(D)	(C)/(A)	(D)/(B)	(C)/人口	(D)/人口
市 民 税	1,249,823	1,326,524	512,028	1,128,302	41.0	85.1	16,055	35,623
個 人 分	1,172,638	1,190,796	438,442	995,731	37.4	83.6	13,748	31,438
法 人 分	77,185	135,728	73,586	132,571	95.3	97.7	2,307	4,186
固 定 資 産 税	1,324,040	1,323,326	991,819	1,266,466	74.9	95.7	31,099	39,986
固 定 資 産 税	1,321,848	1,321,134	989,627	1,264,274	74.9	95.7	31,031	39,916
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	2,192	2,192	2,192	2,192	100.0	100.0	69	69
軽 自 動 車 税	118,446	122,331	112,189	118,374	94.7	96.8	3,518	3,737
市 た ば こ 税	120,887	237,122	120,887	237,122	100.0	100.0	3,791	7,487
鉦 産 税	40	79	40	79	100.0	100.0	1	2
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
入 湯 税	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
合 計	2,813,236	3,009,382	1,736,963	2,750,343	61.7	91.4	48,495	77,246

* 上半期は令和4年9月末、下半期は令和5年3月末の実数である。

* 一人当たり負担額は、9月末、3月末の住民基本台帳人口から算出している。

(令和4年9月末 31,892人、令和5年3月末 31,673人)

9月末住基人口 31,892 人

3月末住基人口 31,673 人

3 財産、市債及び一時借入金現在高（令和5年3月31日現在）

- (1) 有価証券 802 千円
 (2) 出資金 144,714 千円
 (3) 基金 4,086,539 千円

(内 訳)

(単位：千円)

・財政調整基金	2,033,939	・減債基金	109,968
・合併振興基金	501,419	・豊川財産区財政調整基金	41,569
・ふるさと応援基金	197,982	・下虻川財産区財政調整基金	0
・国保財政調整基金	774,308	・和田妹川財産区 財政調整基金	2,967
・国保高額療養費及び 出産費貸付基金	13,000	・飯塚財産区財政調整基金	1,320
・介護給付費準備基金	374,399	・森林環境譲与税基金	14,367
・新型コロナウイルス感染症対策 利子補給基金	0	・過疎地域持続的発展基金	21,301

(4) 市債及び一時借入金の現在高

①市債現在高

(単位：千円)

区 分	現在高	内 訳					
		財務省	ゆうちょ銀行	金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	秋田県
普通会計	17,294,223	4,209,729	161,636	417,200	11,484,944	1,020,714	
水道会計	2,674,542	2,289,116		385,426			
下水道会計	5,942,388	2,380,157	443,157	1,735,390	1,240,274	143,410	
農業集落 排水事業	584,042	309,984		215,048	59,010		
下水道事業	5,326,841	2,038,668	443,157	1,520,342	1,181,264	143,410	
合併処理 浄化槽事業	31,505	31,505					
合 計	25,911,153	8,879,002	604,793	2,538,016	12,725,218	1,164,124	0

②一時借入金現在高

- ・一般会計及び各特別会計の3月末の一時借入金はありません。

(5) 債務負担行為の状況

- ・令和5年以降の支出予定額 1,967,428 千円

令和4年度

水道事業業務状況報告書

(令和4年10月1日～令和5年3月31日)

秋田県潟上市

1. 事業概要

(1) 業務の状況

ア. 給水の状況

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度との比較	
					件	%
給水件数	10,927	11,005	11,149	11,207	58	0.52
配水量	2,905	2,999	3,042	2,942	△ 100	△ 3.29
有収水量	2,495	2,518	2,483	2,465	△ 18	△ 0.72
有収率	85.89	83.97	81.78	83.77	1.99	2.43
給水収益	528,380	536,986	529,923	524,655	△ 5,268	△ 0.99

(2) 建設工事の概要(繰越事業含)

(単位 千円)

主な発注済工事(50万円以上)	予算額	契約額	契約日
ア. 取水施設整備事業			
昭和浄水場3号取水ポンプ更新工事	6,347	6,028	H34.7.19
一向浄水場No.1・2取水井戸更新工事	1,423	1,320	H34.5.19
天王浄水場No.2・3取水井戸更新工事	6,952	5,478	H34.6.9
天王・一向浄水場取水ポンプ更新工事		1,502	H34.6.28
イ. 浄水施設整備事業			
昭和浄水場非常用発電機バッテリー更新工事	1,100	1,001	H34.4.27
出戸浄水場No2急速ろ過機配管改修	18,150	18,700	H34.6.21
一向浄水場No1ろ過機ろ過材ほか更新工事	5,830	4,620	H34.5.19
(仮称)新天王浄水場建築工事	101,246	279,576	H34.6.15
(仮称)新天王浄水場場内整備工事	92,419	188,100	H34.12.20
(仮称)新天王浄水場機械・電気計装工事	175,974	581,460	H34.9.27
(仮称)新天王浄水場配水池築造工事	79,018	231,450	H34.12.20
(仮称)新天王浄水場排水管布設工事		880	H34.9.5
ウ. 配水施設整備事業			
(仮称)新浄水場配水管布設工事(1工区)	83,573	83,572	H34.7.12
(仮称)新浄水場配水管布設工事(2工区)	33,621	27,251	H34.7.5
一向地区排泥弁設置工事	1,760	1,082	H34.5.26

2. 経理の状況

(1) 予算の執行状況(消費税及び地方消費税込)

①収益的収入及び支出

科目		予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
収入	1.水道事業収益	570,570	587,438	△ 16,868	102.96
	1.営業収益	533,328	543,127	△ 9,799	101.84
	2.営業外収益	37,240	44,311	△ 7,071	118.99
	3.特別利益	2	0	2	0.00
支出	1.水道事業費用	588,387	557,192	31,195	94.70
	1.営業費用	515,737	494,361	21,376	95.86
	2.営業外費用	41,388	41,123	265	99.36
	3.特別損失	21,693	21,708	△ 15	100.07
	4.予備費	9,569	0	9,569	0.00

②資本的収入及び支出

科目		予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
収入	1. 資本的収入	617,691	607,288	10,403	98.32
	1.企業債	436,200	425,800	10,400	97.62
	2.出資金	47,097	47,097	0	100.00
	3.負担金	1	0	1	0.00
	4.補助金	134,391	134,391	0	100.00
	5.固定資産売却代金	1	0	1	0.00
	6.その他資本収入	1	0	1	0.00
支出	1.資本的支出	822,036	807,127	14,909	98.19
	1.建設改良費	619,427	604,519	14,908	97.59
	2.企業債償還金	202,609	202,608	1	100.00

③たな卸資産購入限度額

科目	予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
	千円	千円	千円	%
たな卸購入限度額	7,396	5,058	2,338	68.39

(2) 企業債機関別償還状況

借入先	前年度末残高	借入金	償還金	令和5年3月末 現在未償還残高
	千円	千円	千円	千円
財 務 省	2,020,976	425,800	157,660	2,289,116
地方公営企業等金融機構	430,374	0	44,948	385,426
合 計	2,451,350	425,800	202,608	2,674,542

(3) 一時借入金の状況

借入実績なし

令和5年度 潟上市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度 潟上市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	11,263 戸
(2) 年間総配水量	2,981,685 m ³
(3) 一日平均配水量	8,169 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
○ 取水設備費	10,731 千円
○ 浄水設備費	1,085,874 千円
○ 配水設備費	130,669 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		578,776 千円
第1項 営業収益		531,656 千円
第2項 営業外収益		47,118 千円
第3項 特別利益		2 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		578,937 千円
第1項 営業費用		525,644 千円
第2項 営業外費用		43,289 千円
第3項 特別損失		4 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額314, 825千円は、過年度分損益勘定留保資金73, 269千円、当年度分損益勘定留保資金181, 556千円、建設改良積立金60, 000千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,143,878 千円
第1項 企業債		752,000 千円
第2項 出資金		81,948 千円
第3項 負担金		1 千円
第4項 補助金		309,927 千円
第5項 固定資産売却代金		1 千円
第6項 その他資本収入		1 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,458,703 千円
第1項 建設改良費		1,232,647 千円
第2項 企業債償還金		206,056 千円
第3項 予備費		20,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)新天王浄水場整備事業	752,000千円	証書借入 または 証券発行	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

46,001 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道債、上水道債、児童手当に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,859千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,853千円と定める。

令和4年度

下水道事業業務状況報告書

(令和4年10月1日～令和5年3月31日)

秋田県潟上市

1. 事業の概況

(1) 業務の状況

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度比較	
	千 ³ m	%				
総処理水量	3,159	3,522	3,379	3,200	△ 179	△ 5.30
有収水量	2,695	2,718	2,704	2,668	△ 36	△ 1.33
下水道等使用料	千円 461,552	千円 471,667	千円 469,736	千円 463,747	千円 △ 5,989	% △ 1.27

(2) 建設工事の概要(繰越事業含)

(単位:千円)

主な発注済工事(50万円以上)	予算額	契約額	契約日
ア.特定環境保全公共下水道事業			
○豊川地区農業集落排水公共下水道接続工事 3件	126,000		
豊川地区農業集落排水施設公共下水道接続工事(第1工区)		33,293	R04.06.21
豊川地区農業集落排水施設公共下水道接続工事(第2工区)		50,166	R04.06.28
豊川地区マンホールポンプ設置工事		30,195	R04.08.24

(3) 建設負担金の概要(繰越事業含)

(単位:千円)

主な建設負担金(50万円以上)	予算額	負担額	支払日
ア.秋田湾・雄物川流域下水道事業			
流域下水道事業建設負担金	28,539	10,573	R05.03.20
流域下水道事業建設負担金(繰越)	18,226	18,226	R05.02.16

2. 経理の状況

(1) 予算の執行状況(消費税及び地方消費税込)

①収益的収入及び支出

科 目		予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
収 入	1.下水道事業収益	1,048,738	1,020,175	28,563	97.28
	1.営業収益	456,354	473,092	-16,738	103.67
	2.営業外収益	592,376	547,077	45,299	92.35
	3.特別利益	8	6	2	75.00
支 出	1.下水道事業費用	1,049,750	1,002,695	47,055	95.52
	1.営業費用	925,499	886,593	38,906	95.80
	2.営業外費用	122,843	116,095	6,748	94.51
	3.特別損失	8	7	1	87.50
	4.予備費	1,400	0	1,400	0.00

②資本的収入及び支出

科 目		予算額(A)	執行額(B)	予算残高 (A-B)	執行率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
収 入	1.資本的収入	571,665	541,277	30,388	94.68
	1.企業債	333,900	303,500	30,400	90.90
	2.出資金	115,064	115,064	0	100.00
	3.補助金	122,019	122,019	0	100.00
	4.負担金	678	694	-16	102.36
	5.その他資本収入	4	0	4	0.00
支 出	1.資本的支出	824,497	794,179	30,318	96.32
	1.建設改良費	172,765	142,452	30,313	82.45
	2.企業債償還金	651,732	651,727	5	100.00

(2) 企業債機関別償還状況

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
	千円	千円	千円	千円
財 務 省	2,568,035	65,100	252,977	2,380,158
日本郵政グループ	536,333	0	93,176	443,157
地方公共団体金融機構	1,915,067	28,700	208,378	1,735,389
秋 田 銀 行	1,110,264	209,700	79,690	1,240,274
秋 田 信 用 金 庫	160,916	0	17,506	143,410
合 計	6,290,615	303,500	651,727	5,942,388

(3) 一時借入金の状況

借入実績なし

令和5年度 潟上市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度 潟上市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	11,495 戸
(2) 年間総処理水量	3,399,247 m ³
(3) 一日平均処理水量	9,313 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
○ 管路建設改良費	36,649 千円
○ 流域下水道建設負担金	10,088 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,070,222 千円
第1項 営業収益		452,306 千円
第2項 営業外収益		617,910 千円
第3項 特別利益		6 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,070,222 千円
第1項 営業費用		956,898 千円
第2項 営業外費用		112,218 千円
第3項 特別損失		6 千円
第4項 予備費		1,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額266,654千円は、過年度分損益勘定留保資金82,761千円及び当年度分損益勘定留保資金183,893千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		415,407 千円
第1項 企業債		221,800 千円
第2項 出資金		97,678 千円
第3項 補助金		95,684 千円
第4項 負担金		242 千円
第5項 その他資本収入		3 千円
	支	出
第1款 資本的支出		682,061 千円
第1項 建設改良費		46,737 千円
第2項 投資その他資産購入金		1,100 千円
第3項 企業債償還金		634,224 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度水洗便所等改造資金 融資あっせん補助金交付	令和6年度から 令和10年度まで	令和5年度に公共下水道等への接続を行った場合、水洗便所等改造資金として1,000千円を限度に融資あっせんした額の60ヶ月以内元金均等償還で年利5.0%以内の利子に相当する額の利子補給

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
特定環境保全公共下水道事業	19,100 千円	証書借入 または 証券発行	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	10,000 千円			
資本費平準化債	182,000 千円			
特別措置分	10,700 千円			
計	221,800 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,045 千円

(他会計からの補助金)

第10条 経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、339,233千円である。